

# 広域連携による通年観光受入体制構築事業委託業務 企画提案指示書

## 1 委託する業務名

広域連携による通年観光受入体制構築事業

## 2 事業目的

オホーツク管内の観光は11月～1月と3月～4月が閑散期となっており、繁忙期と閑散期の差が大きいことが課題となっている中、繁閑差の緩和に向け、地域資源を活かした通年観光に資する新たな観光メニューの構築やガイドの育成、情報発信、プロモーションやモニターツアー、広域連携に向け、観光関係者のネットワーク強化などに取り組み、通年の観光受入体制の構築を図る。

## 3 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月23日(火)まで

## 4 委託業務の内容

### (1) 新たな観光メニューの構築事業

「野鳥観察」、「歴史・文化」をテーマに、有識者、地域の観光関係者、行政による検討会議を3回以上及び現地視察を最低1回行い、通年観光に資する新たな観光メニューと広域観光周遊ルートの構築を図る。

### (2) ガイド育成事業

有識者及び地域の専門家を講師として招へいし、「野鳥観察」、「歴史・文化」のガイド講習会を10月～翌年1月までに4回以上実施し、新たな観光メニューに必要なガイド人材を育成する。

### (3) プロモーション事業

既存の「野鳥観察」、「歴史・文化」に関する観光メニューや、(1)において検討・構築する新たな観光メニューを活用して、広域周遊観光のPRのためのプロモーションを実施し、オホーツクの地域資源を活用した閑散期における新たな観光メニューについての関心を高める。

### (4) モニターツアー事業

(1)の検討会議において検討・構築する「野鳥観察」、「歴史・文化」の新たな観光メニューの磨き上げを行うため、令和8年10月頃～令和9年1月頃に合計30名程度(うち、道内外から招へいする旅行代理店、メディア関係者10名程度、「野鳥観察」、「歴史・文化」の有識者各1名を含む)を参集する2泊3日のモニターツアーを1回以上実施する。

なお、オホーツクの「食と酒」の観光メニューも考慮してツアーを構築すること。

### (5) 情報発信事業

既存の観光メニューや、(1)の検討会議において検討・構築する「野鳥観察」、「歴史・文化」の新たな観光メニュー(「食と酒を」含む)を中心とした、広域観光をPRするためのパンフレット、ホームページ、動画の作成及びSNS(フォトコンテストやインフルエンサーの招へい等)などを通じてより効果的な情報発信の強化を図る。

### (6) 成果品の納品

本業務の成果品として次のとおり提出すること。

## ア 事業実施報告書

(1)～(5)の取組結果と成果、今後の方向性を取りまとめた報告書を作成して次のとおり納品すること。なお、(1)～(5)の取組に対し、以下の目標に対する成果について、取組状況・評価を記載すること。

### <納品について>

(ア) 紙媒体 (A4サイズ、カラー) 3部

(イ) 電子媒体 (CD-RまたはDVD-R) 1枚

※電子媒体に収録するデータは、編集が可能なソフトウェア (Microsoft Word、Excel、PowerPoint) を使用し作成すること。

### <目標について>

(ア) (1)の事業を通じて、「野鳥観察」、「歴史・文化」に係る新たな観光メニュー各1件以上構築する。

(イ) (2)の事業を通じて、「野鳥観察」、「歴史・文化」に係る新たなガイド人材を確保する。

(ウ) (1)～(4)の事業を通じて、広域観光周遊ルートを1件以上構築する。

(エ) (5)の事業を通じて、新たな観光メニューに係る観光PRパンフレット等の作成及び情報発信の強化を行う。

## イ 制作物の納品

(5)で制作した制作物を納品すること

(ア) パンフレット等の紙媒体

※新たな観光メニュー等を紹介するパンフレット (1,000部以上) と、野鳥・歴史・文化を紹介するパンフレット (3,000部以上) の2種類を納品することを基本とする。

(イ) パンフレット等の制作データ (CD-RまたはDVD-R) 1枚

※データはイラストレーター及びPDFで作成すること。なお、作成したデータの著作権は北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課に帰属する。

(ウ) ホームページ、映像媒体等の制作データ (DVD-R) 1枚

## (7) 業務運営に関する留意事項

ア 業務運営について、北海道オホーツク総合振興局と十分に協議を行いながら事業を進め、指示に従うこと。

イ 業務遂行にあたっては、地域において野鳥観察や歴史・文化について、観光メニューづくりやガイド育成、観光客の受入に取り組む団体等と連携を図りながら業務を遂行すること。

## 5 公募型プロポーザル方式の参加資格要件

(1) 複数の企業等 (法人及び個人を含む。) による連合体 (以下「コンソーシアム」という。) 又は、単体企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等を有する法人若しくは道内に住所を有する個人又は特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託業務を的確に遂行する能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の各号に掲げる者でないこと。

- ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
  - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
  - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - (ア) 道税（道が賦課徴収するものに限る。以下同じ。）
    - (イ) 本店及び事業所が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
    - (ウ) 消費税及び地方消費税
  - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合は除く。）
    - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
    - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
    - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
  - ケ コンソーシアムの構成員が単体企業等又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。
- ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
  - イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 6 道施策との適合性に関する事項

### (1) 北海道働き方改革推進企業認定制度及び障がい者雇用制度

道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

### (2) パートナーシップ構築宣言

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書（写し）を提出すること。

## 7 予算上限額

委託料 16,379千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 8 応募手続等について

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

### (1) 参加表明書の提出

#### ア 提出書類

- (ア) 参加表明書
- (イ) 誓約書
- (ウ) 道内に営業拠点を有していることがわかる資料（登記事項証明書等（写し可））
- (エ) 事業者の事業概要がわかる資料（会社概要パンフレット等）

(オ) 税を滞納している者でないことがわかる証明書  
(道税の納税証明書(写し可)、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可))

(カ) コンソーシアムにあっては、協定書の写し

(キ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

(届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書)

- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
- ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
- ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

以下、該当する場合

(ク)「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定書(写し可)

(ケ)「障がい者就労支援企業認証制度」の認定証(写し可)

(コ)「パートナーシップ構築宣言」の宣言書(写し可)

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和8年(2026年)4月27日(月)17時00分(必着)

エ 提出場所

〒093-8585 北海道網走市北7条西3丁目

北海道オホーツク総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係

電話:0152-41-0639(直通)

オ 提出方法

持参又は郵送(必着、郵送は簡易書留に限る)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書は別添の様式に基づき、A4版タテの規格で作成し、提出すること。

(イ) 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わない。

ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

イ 提出部数

7部(1部は提案者名を記載したもの、残り6部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること)

ウ 提出期限

令和8年(2026年)5月15日(金)17時00分(必着)

エ 提出場所

8の(1)エに同じ。

オ 提出方法

8の(1)オに同じ。

9 企画提案の審査基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行に当たっての適合性

ア 業務を遂行するに当たって、十分な知識・経験を有しているか。

イ 業務処理に必要な人員体制となっており、業務実施スケジュールや経費精算等が適切であるか。

## (2) 企画提案の適合性

ア 繁閑差の緩和に向け、通年の観光受入体制の構築を図る取組として、道が求めるイメージに沿ったものになっているか。

イ 検討会議や現地視察の実施時期や回数、内容が十分なものであり、招聘する専門家の人選は、新たな観光メニュー構築に向けた議論を行うために有効なものとなっているか。

ウ 観光ガイド育成の実施時期や回数、選出する講師は十分なものであり、新たに構築する観光メニューに必要なツアーガイドを育成するために有効なものとなっているか。

エ 既存の観光メニューや新たな観光メニューを活用した広域観光のPRに向けて、プロモーションへの出展に係る取組は、有効なものになっているか。

オ 既存の観光メニューや新たな観光メニューを活用したモニターツアーの取組は、有効なものになっているか。

カ 既存の観光メニューや新たな観光メニューを活用した広域観光をPRするため、パンフレットやホームページ、動画等の制作物や、SNSフォトコンテスト等の取組は、情報発信に向けて有効なものになっているか。

## (3) 道施策との適合性

ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。

イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認定制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。

ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか

## 10 企画提案書に関するヒアリング

(1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

(2) 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、書類選考の上、ヒアリング対象者を5者以内とする。

(3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により通知する。

(4) 参加表明者が期日までに企画提案書を提出しない場合は又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。

## 11 契約手続き

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 12 契約についての留意点等

### (1) 契約書・仕様書等の作成

選定された事業の内容・規模等については、選定された企業・団体等と担当課等の間で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を

行うことがある。その後、見積もりを徴する随意契約を行い、道が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 委託事業により生じた特許権等の知的財産権

原則として委託元である道に帰属する。

(3) 守秘義務

ア 受託者及びその職員は、本業務において知り得た情報について他に漏らさない義務を負う。

イ 受託事業者が道内他自治体の行う同種事業を合わせて受託した場合、本事業で取扱う個人情報については、個人情報保護法第69条第2項第1号の規定により、あらかじめ申請者の許可を得た内容に限り、道内他自治体が行う同種事業の事務処理に活用できるものとする。

なお、詳細については道と協議の上、決定する。

### 13 再委託の禁止

(1) 再委託は原則として禁止する。ただし、一定の要件を満たす場合は、例外的にその一部を再委託することができる。

(2) 次のような場合は、再委託を認めないものとする。

ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

(3) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者はあらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出すること。なお、変更がある場合には、遅滞なく、変更の届出を提出すること。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾が生じるものでないとき。

(4) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

### 14 その他

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに8の(1)エに連絡すること。